

第七回 参議院通商産業委員会會議録第十三号

昭和二十五年三月九日(木曜日)午後一時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○輸出信用保險法案(内閣提出)

○中小企業振興に関する調査の件

○帝國石油株式會社法を廢止する法律案(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電氣試驗所熊本支所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋啓君) これより委員會を開会いたします。先ず輸出信用保險法案、この政府側の説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎靖君) 只今御審議をお願いいたしております輸出信用保險法案に對しまして、提案理由を御説明申し上げます。

政府は先に第六回臨時國會に提案いたしました輸出信用保險法案につきまして、先國會終了後更に鋭意慎重な検討を進めて参つたのでありますが、今回漸くその成果を得るに至りましたので、ここに新たな構想に基き輸出信用保險法案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく、元來海外との取引は、國際情勢の変動に伴う經濟上及

び政治上の諸制約を受けるものでありまして、国内取引とは比較にならぬ大きな危険を伴います。輸出業者は、取引上の不安にさらされつつ輸出契約の締結、或いは輸出品の生産集荷等に當りまして、金融機關の輸出業者に対する資金の融通等極めて消極的となるの余儀なきに至るのであります。これが輸出伸長の著しい障礙となつてゐることは、すでに御高承の通りでございます。元來輸出取引に伴う危険に對する不安の排除につきましては、通常貿易手側よりの信用狀の開設によりまして、これらの危険を担保する商慣習となつておりますが、國際間の情勢の変動によりましては、信用狀のみによつては担保することの困難な各種のいわゆる非常危険が生ずることがあるのであります。これらの場合における非常危険を担保するためには特別の保險措置を講ずる必要があり、この措置がない場合には輸出取引に關する輸出業者の積極的な活動は期待し難いのが実情であります。

政府におきまして、先國會に輸出信用保險法案を提出致しましたのは、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保險する制度を実施することにより、金融上等に生ずる不安を除き、輸出業者又は關係生産業者等の輸出取引に關する活動を活潑化いたし、以て刻下緊急の要務である輸出の振興を図りたいと考へたことによるのであります。今回提出いたしました輸出信用保險法案も亦この趣旨に従ふものに外な

らないのであります。ただ先國會に提案いたしました輸出信用保險法案につきましては、荷為替手形を保險することにより貨物船積後の危険を担保するに止つたのであります。これは輸出振興上の実効を期することが困難と考へられます。業界の反響、關係方面の意向等それ、参酌いたしまして、輸出契約成立後は直ちにこの保險に加入して危険の救済を受け得ることとし、且つ保險技術上の見地から、本法により保險會社をして行わしめする輸出信用保險及び政府の行います再保險についての法文の規定を整備いたしまして、ここに改めて輸出信用保險法案を提案いたす次第であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(高橋啓君) 本案の御質疑は後にいたしまして、大臣が出席されましてから、前回に引續いて中小企業振興に關する調査について御質疑をお願いしたいと思います。

○下條養兵君 私は先回二、三中小企業振興策につきまして大臣にお尋ねしたのであります。そのときに私が見返資金の問題についてお尋ねしたのであります。大臣から、半額市中銀行負担であるけれども、これは市中銀行の方で優先弁済であるから危険補償の意味がある、という御説明があつたのでありますけれども、私がその際お尋ねしたのは、この見返資金を借りられ

る中小業者以外に、市中銀行が全然相手にしないような零細な業者の中にも立派な製品を作り、立派な能率を挙げ、而もそれが輸出品なり、生活必需品に相當な需用があるというような業者も相當あるので、そういうものを救済する方法としてお考え願えないかと、これについて具体的に大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金を中小企業關係者の方へ出しますのは、一月から實際スタートしたのであります。が、担保の件その他でなか／＼スタートが思ひなかつたのであります。然るに最近是非常によくなくなりました。二月末までは五千数百万円見返資金から出ております。三月に入りまして、今七日まででございますが、もうすでに一億を超えておる。月末までには三月での貸出が二億五千万円くらいになり、前のを加えて三億圓は突破するやうな状況でございます。この伝で行きますと、非常にこれが活用されるやうになると思ひます。

が、そうした場合に、月一億圓という制限は私は除きまして、できるだけ出したいという考へで行つておるのであります。見返資金のみならず、御承知の通り先般政府の資金を百五十億出しまして、先ず第一に長期資金に充てられております。北拓というのへ優先的に二十五億圓出しました。その他の分につきましては、今年になりましてから、信用組合、無盡會社へ政府關係の

ものとして二十五億圓も一月から出ておるのであります。先般お話ししましたように、通産省で調査いたしました優良なる中小企業の貸付金として七十億圓、或いは百億圓を出すこととし、これで勸銀とか、商工中金というものを指導いたしまして、これに先ず手を入れるという指導をいたしておるのであります。私の見たところでは、ここ暫くの間相當資金が流れ込むと思ひます。又これは別でございますが、見返資金の一般の私企業に對する分も昨年来やりまして、二月末までに百四十六億になりましたが、この三月中に百億ぐらい許可が来ると思ひます。これが主として大産業でございますが、造船の方におきまして、或いは炭鉱とか、製鉄の方にしまして、これは間接には中小企業を潤すのでございまして、殊に造船に對しまして中小企業というの、可なり分野を持つてゐるわけでございまして、段々中小企業の方に相當の金融が付けられると考へてゐるのであります。今後ともできるだけ資金が効果を挙げ、やうに、あらゆる施策をとつて行きたいと考へてゐる次第であります。

○下條養兵君 大要詳しく御説明があつてよく分つたのでございますが、つきましては、勸銀にせよ、どこにせよ、不動産担保の貸出が非常に便利になるやうなことでないか、實際中小工業などは、不動産担保關係でないか困ると思ひますので、この点に關して何か特別の手がかりでしたらお伺いし

たいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 中小企業の金融というのは、やはりお話の通りに不動産担保が一番手つ取り早いのであります。従来は資金貸出関係その他で、なか／＼不動産金融というのは、手続その他でうまく行かなかつたのであります。私は今の資金を潤沢に行けば、自然やはり不動産担保ということになると思ふのであります。ただ昔とは違ひまして、田畑は担保になりませんで、ちよつとその点はむずかしい点があるのであります。宅地、建物というものは担保物として適当と考えておりますから、今後は勧銀なんか、そういう方面に乗出すことと期待してゐる次第でございます。

○下條恭兵君 大臣非常に時間がないので、今一つだけお尋ねして置きたいと思ふのですが、先程御答弁の中に、信用組合云々という言葉があつたやうでありますけれども、聞くところによると市街地信用組合、信用協同組合ですか、そのようなものはまだ全然申請があつても認可されてないといふこととございますけれども、これが速かに認可され、こういうところに只今大臣から御説明のような資金が廻されるやうになると、これは非常に早急に中小企業を助けることができるのじやないか、こう考へるのであります。が、勧銀とか或いは北拓とか、或いは大企業に出る見返資金が、廻り廻つて中小企業に行くといふことは非常に時間的に相当の期間かかると思ふますが、現在の中工小業の実態は、それと間に合うやうなそんな悠長なものでないかと考へますので、この点、御許可なさらん方針なのか、或いはどうい

う事情で認可が延びておるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 信用協同組合を許可しないといふ考へは毛頭持つておりません。ただ何と申しますか、大蔵省の關係官は信用事業であるから、余程基礎確実なもの、又皆さん方の預金を預つてもそれに間違ひがないやうなもの、石橋を叩いて渡る氣持が多分にあるのであります。通産大臣を引き受けまして、衆議院の通産委員会がこの問題がありまして、それで調べて見ましたところ、只今までに新法によつて認可したものが二件あります。旧法時代からのものと併せて二十件ばかり認可したと思ひますが、大蔵省の手許にもあります。大蔵省へ来るよりも、先ず前に財務部の方で溜つておるやうでございます。私は言付けまして、申請などあつたものについてはどうし本省の方へ送れと、こういうやうに言付けてありますから、できるだけ早い機会に、できるだけ派山認可したいといふ氣持で準備いたしております。何と申しまして、今の日本のこの現状におきましては、信用協同組合の發達を促さなければならんことは当然であるのであります。今までの商工中金と、それから信用協同組合との繋りが何とかならないものかと、先般来工夫をめぐらしておるのであります。が、なか／＼昔からの考へ方が合致いたしませんので、私はもう仕方がないから、信用協同組合の連合体或いは全国の連盟というやうなものを作りまして、商工中金の系統とは別個にやらざるを得ないやうなやないかといふ肚を固めつつあるのであります。今度も政府の資金、或いは預金部資金を流しま

すので、無盡の方は無盡協會がありまして、協同責任で割合に早い、信用協同組合の方はそういうものがないものでございまして、一ヶ月余りも大蔵省で信用協同組合へ出す金を握つておるという状態、こういう状況から考へまして、私はどうしても信用協同組合の合連体を持ち、そうして各信用協同組合に縦、横の繋りを持たして行つた方がよいといふ結論に今到達しかけておるのであります。別に法律の改正も要しませんので、早急にそういう具體的措置に出たいと、今考へておる次第であります。

○下條恭兵君 只今の御説明大分よく分りました。が、この信用協同組合の關係者の話を聞きますと、希望を聞きまして、官庁の自由裁量になつておるために、いろ／＼手間がかかつておるやうにして、非常に不便しておる。今大臣は折角信用協同組合のために廻さんとしておる資金も、今のところ廻せないといふことですが、こういうふうな許可が手取つて、折角設立に準備して長く待つておるにも拘わらず、許可にならなくて仕事が始められないといふやうな状況にあつては、なか／＼結果が、大臣が今おつしやつたやうな、流すつもりで資金も流せないといふ結果になると思ひますので、これを一つ一定の規格を定めた法規設置で、一定の資格を持つておるものば／＼許可するやうにできないものかどうか。この点ちよつと最後に……

○国務大臣(池田勇人君) 流すつもりでおつたのが流れなかつたのであります。が、今は流れております。先程申し上げましたやうに、無盡と信用組合で二十五、六億、この一月から出しました。

今度早急に流れるやうに、縦横の連絡のできるやうな機關を持ちたいと、こ

う考へておるのであります。信用協同組合を今の自由裁量では遅延したり、なか／＼うまく行かないといふ点があるのは私も認めております。然るが故に、それはもうこういう一定の基準を設けて、こういう場合には直ぐ免許を與えるといふところまで行くかどうかといふことは、今申上げたやうに、一つの信用事業でございまして、これはできるだけ早い機会に、できるだけ派山認めるといふ趣旨で申請を審議して行つた方がよいのじやないかと、こ

う考へております。

○玉置吉之丞君 只今の下條委員の質問に關連してお願いしたいのですが、第二の見返資金が極めて順調に出る見通しが行われておるのであります。それは各個別にしまして……。私共の心配しておるのは、中以上のものには比較的流れて行く途が付き得ると思ふのであります。今日の中小企業の金詰りという面、そういうものが多くて、小さいものに滲透しないといふのは大きな問題であります。それで只今のお話のこの見返資金の出た額がどういふ内訳になつておるかといふことを、ここでお話し願へればよろしいですが、何か資料でもあつたらお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問は月一億という予定しておる分でございます。か。

○玉置吉之丞君 見返資金……

○国務大臣(池田勇人君) あの残りの百四十六億……

○玉置吉之丞君 只今の中小企業に月一億ずつ出すといふあの金がどうい

内訳で流れて行つておるか。一口の大ききを見たいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 今まで出ておりますのは、二月末までで五千七百万円、三月になりまして一億四千万円出たと思ひます。三月だけで出るのは月に二億五千万円くらい出る予定で、そうすると併せて五億圓といふことになる。それでどういふ事業に出たかといふのは、今資料を持つておりませんから、企業庁長官から……

○説明員(小笠公昭君) 三月の六日までに大体決まりました。が、今大臣からお話のやうに一億四千万円ばかりあります。受付件数を申しますと、これが百十三件といふことになつております。が、大体百万ちよつと出してあります。業種別の表は実は持つておりませんが、あとで直ぐお届けするやうにいたしたいと思つております。大体そんな……

○委員長(高橋啓君) あとから資料を以て皆さんに配付することにいたします。外は大臣に対する質疑は……

○境野清雄君 今の金融問題につきましては質問したいのですが、私から数字を申上げて、これはもう分つてゐるものですか、極く簡単に申上げますが、大体中小企業庁の金融実態調査によりますと、銀行へ金融を申込んだものが四六、全然申込まない人が非常に多い。五三・五というやうな形になつております。それを總括的に見まして、又その残りの人達を見ても、銀行は三五％くらいの利用をしてゐる。又組合金融、いわゆる庶民金融、形態のものが共に六％くらい、又親戚、質屋とか、高利貸というやうな

ものが多い。五三・五というやうな形になつております。それを總括的に見まして、又その残りの人達を見ても、銀行は三五％くらいの利用をしてゐる。又組合金融、いわゆる庶民金融、形態のものが共に六％くらい、又親戚、質屋とか、高利貸というやうな

の個人金融的のものが一七%くらいある。そうしてやはり残されたものが、三六%からのものが残つておるのでありまして、私共の考えとしては、政府が如何に金を流しましたも、この中小企業の零細企業の方はこれに流るる途がないのじやないか。そういうものに対して、これが数字においては一番多く含んでおるのであります。今の見返資金なり、或いはその他のもので百五十億ばかりお出し願つたというお話は非常に結構なんでありまして、私も、そのものが流れて行かない零細企業が非常に多いのじやないか。先程お話の大企業に流せば下に廻るといふようなお話でありましたけれども、大企業も金融に行つておるのでありまして、大企業へ行つたものは、大体我々が知つておる範囲では下へ流れないという傾向になつておるのじやないか。零細企業は行詰るのじやないか。こんなふうにも思いますので、今のパーセンテージから行きますと、今の大きなものが政府の施策の恩恵に浴しないというような形になつておるのであります。これは大蔵さんもお考えを持つておるか、お聞きしたい。

それからもう一つ、昨年中中小企業の方で御計画なさいました例の二十億の融資、これが銀行との折衝が不円滑のために行詰つた。これと関連性を以て今度の月一億という、今までのまあ三億というものが出たのかどうか。若しそれが出たといふとしますなら、前の二十億は、当時の通産省といふしては企業の経営合理化資金と謂つておつたのでありますけれども、それがたま／＼只今中小企業庁長官からのお話で、百十三件で一億四千万円の金を放出したというお話でありますけれども、これは果して企業の合理化資金に廻つておるかどうか、私共地方の金融状態を見ますと、大抵銀行は多額に貸越している人へのみ偏在的にこれに貸越してあるのではありません。金融業者の一方的の考えから金を貸出しておるの、この三億円の見返資金を折角出して頂きまして、そうして地方の中小企業が潤うかというようないことが、實際は相当食違ひがありまして、銀行から自分の持つてゐる担保よりも多額に金を借越しているという人へのみ出しておるような状態でありまして、この点は是非調査して頂ければと、こんなふうにお聞きしたいと思います。

それからこれは金融問題じやないのではありませんけれども、昨日の絹人絹織物不況対策懇談会の際に、お話の出来た滞貨の処理の問題、これが昨晩私帰りましたところ、東京新聞の夕刊を見ましたところ、滞貨処理の、滞貨の繊維の放出に対して、通産省と安本並びに大蔵省の見解が非常に対立しておるというふうなことが書いてありまして、通産省としては購買力が低下して繊維品が非常に膨大に流れており、そうして又価格が暴落している際に輸出向のストックを放出することは、まず／＼デフレ傾向を強めるという趣旨の下に、通産省側としては反対をしていようという形でありまして、これは市況が一応回復するまで待つ、これは私共尤もなことだと思つてゐるのであります。が、たま／＼そこに安本と大蔵省側の言分が書いてあつたのであります。が、これによりまして、繊維の製品はいい品質の出廻りは非常に殖えて来

た。それで尚且つ値下りの傾向にあるのだから、大量のストックを長い間手持ちするところは公団の赤字を一層増大する、又金利、倉敷料というようなものでも数十億の赤字が出てゐるのじやないか、又ストックが長ければ長い程品物を傷めてしまふ。そうして値引の割合が大きくなるから、これでは困るのだから、繊維公団が三月一杯で廃止になるのだ。こういふような四つの条件を出しまして、安本側と通産省側は反対してゐる、いわゆる意見が対立してゐるというふうな新聞を見たのであります。は、全国の繊維業者は相当重大視してゐるのではありませんか、この際どういふような対立があるのかないのか、又あるといたしますなら、通産省の方の主張はどうなるかということ、是非この際大臣にお伺ひしたいと、こう思う次第であります。

○国務大臣(池田勇人君) 初めの、金の流れの問題でございしますが、これはやはり金融というものは、大企業、中小企業或いは一般消費者、こういうふうに分けられますが、金はおのずから自然にずつと流れて行くのであります。日本の産業状況の組織を見ますと、大企業に密着してゐる中小企業がありまして、大企業へ行けばそれが中小企業に流れる場合もあるのであります。皆それが下の方に流れるかと申しますと、なか／＼中小企業に流れない部分もありますので、今お話のありました二十億というものは私よく存じませんが、昨年八月頃までは中小企業に対しては、何でも月額融資は十二億円だつたと思ひます。それを段々殖やまして、只今は三十九億に殖えま

した。即ち二十七億に殖えております。三十九億に殖えております。この月額は、必要があれば五十億でも、百億でも出すという用意があります。金融業者と打合せしてあります。自由党の方ではこれを五十億にしろという話がありましたが、五十億にしろ、六十億にしろ、七十億にしろ月額の融資の要求があれば幾らでも出す考えがあるのではありません。別にやはり大企業の方にも出るのではありませんが、中小企業の方面にも見返資金から貸そうという別個の考えで行つておるのであります。而もこの五十億というものは、單なる初めの目安でありまして、私は相当殖え得ると思つておる次第であります。

次に、輸出滞貨の問題、殊に繊維製品につきましての滞貨の処分は御承知かと思ひますが、一週間くらい前に、三月までに金融し、早急に処分しろという覚書がありました。我々はその覚書によりまして、いろいろな工夫を凝らしております。工夫を凝らしておりますが、なか／＼うまく参りませぬ。契約しておつたものも取消さなければならぬような状況になつて参りました。今通産側の考え方、或いは新聞にあるとおつしやいました大蔵、安本側の考え方、両方とも理窟があるのです。理窟があるのですが、片一方が理窟が通るからといつても計画を無視するわけには行かない。幸いに私は両方兼ねておりますので、これは適当な機会に、できるだけ適当な価格でやりたいという信念の下に、考えの下に、現状に副つてやつて行きたい。一応そういうふうな覚書が出ておりますが、私は関係方面にも、現在の事情は

さうであるという話をさしております。又この滞貨が三月中に処分できない場合の大蔵省としてのとるべき策を、只今検討させておるのであります。この現状を無視するわけには行きませんが、これに副つたやうな、現状にマッチするやうな案を今考へておるのであります。決して両者の間に齟齬はないと思ひます。ありまして私一存で決められることではありせんから、現状に即した方法をとつて行きたいという考えを持つております。

○中川以夏君 大蔵大臣としてお尋ねしたいのであります。見返資金勘定が最近非常に活潑に出ておるのであります。昨年のごとき産業方面に出ましたが、昨年のごとき緩慢であり、手続が煩瑣である、非常に時間を要するために、折角当にしておつた資金も時間的に非常に遅延したとしまして、いろいろな齟齬を来しておるというやうな点も沢山聞いておるのであります。最近の情勢はいろいろ御当局でもお骨を折つて頂きまして、手続等も相当簡素化されて来たのであります。これを当局で調査して最終的に金が出るまでどのくらいの日を要しておるかというやうな現状を、一つ伺ひたいと思ひます。それから中小企業の方は銀行を通じてやつておるのであります。これも普通の融資よりも相当手間取るやうであります。これらの点を、どのくらい時日が概ねかかるかというやうなことにつきまして、又更に従来よりこういう点を簡素にしたというやうなことにつきまして伺ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) 見返資金の運用につきましては、度々各委員会でも

質問があつて答えていたのであります。何分にも初め昨年の八月頃までは金利の問題が決まりました。これによりましてスタートが遅れたのであります。又金利の問題が決まりましたので、借り手が償還計画をどういうふうに立てるかということがなかつた。むづかしい、そういう関係で相当遅れたのであります。これは一般の銀行に参りまして、例えば一般の銀行で三億とか、五億を借ろうとしたしますと、二、三ヶ月は月日がかかるのであります。見返資金はスタートは遅れましたが、その後におきましては余程円滑に行つております。日本銀行で調べ、その後に大蔵省で調べまして、大蔵省で調べると同時に向うでも検討して貰う、向うも人員を殖やしまして、この頃では物によつては違ひますが、一ヶ月ぐらゐで出るのもあります。三ヶ月ぐらゐで取れるのもあります。まあ大体普通の銀行の貸出しよりは非常にうまく行つてゐるのじやないかという気がするのであります。何と言つても資金があるのでありますから、金の入つて来ること、出ることを考えるのはなしに、金があつて貸すだけのことをやつておるのでありますから、割合早くできると思つてあります。中小企業に對します分も、やり始めたのは昨年の十二月の中頃であります。一、二月においては五千万円しか出なかつた。三月の六日で一億円出た。このういふので、今後はスムーズに行くと思つております。まあ只今のところ手数が銀行より長くかかることはないと考えております。

○中川以寛君 今のお話を承りました、非常に心強く感じたのであります。が、今日の金詰りの原因も昨年見返資金が産業方面に非常に遅れて来た、殆んど出ていないというふうな状態が大きな原因をなしておりますので、一層一つこれらの点について手続も簡素にして頂きまして、迅速にお運びを頂きたいと思つております。

それからもう一つ承りたいのは、各地方で最近中小企業関係、無論商工中央金庫その他信用組合等を利用しておるのであります。有力な銀行の支店で融資することを各方面でやはり熱烈しては、大蔵省の方で許可をされること、非常に困難だといふように承つておるのであります。銀行が支店を出すなら、どこかの支店を閉鎖しなければ許可しないといふような御方針のようには承つたのであります。これらに對してはどういう御所見をお持ちか。それから尙地方においては、最近やはり地方銀行を新たに一つ作りたいといふような考え方を持つておる向も相当あるやうでございます。これに對してはやはりそういうことは当局として御意になるかどうか、その点を一つ承りたい。

○国務大臣(池田勇人君) 銀行の支店問題でございますが、私は大体において支店は只今程度でよいのじやないか、支店を余り多くいたしますと、銀行の採算上面白くないものがあるのではありません。殊に大銀行が地方に支店を置きますと、得てしてその地方の金を集めて都会へ持つて行つてしまふ、こゝういふやうな思ひにくい結果も見られますので、支店は大体今の数くらいでよいのじやないかという考えを持つております。併し地方銀行におきましては、従来長い間一県一行主義で、一つ県に二つあることはまあ例外はございしますが、原則上よくないといふやうな考え方で合併されて来たのであります。これが中小企業に可なり悪影響を及ぼしておることを考えられますので、第六国会の財政演説で一県一行主義は打破する、今後は一県に二つでも三つでも、適当に経済事情に副つて銀行が設立されることが望ましいことだといふ声明をいたしましたのであります。その後正式の書面でも三、四件出ております。口頭では私のところへ五、六件来ておりますが、この点も私は成るべく早く認めるようにしろ、どうもやはり役人といふものは、先程申し上げましたように、銀行業、信用業といふものは余程堅いところであらねばいかんといふ頭があるものであります。特例といたしまして、近江中か或る県では一つ認可することに決まりました。ただ一つ非常に小さい県で、而も今一軒ある銀行が二十億程度のところにもう一つ銀行を置くといふことは、今までの銀行が非常に経営不如意になるか、共倒れといふやうなことがあるやうでは困りますので、出て来たものを全部認可するといふわけには行きません。やはりその地方の産業状況、今までの預金の状況を見てから考へて行く。とにかくああいう声明を出しました関係上、又今出ております中には適當なものがございまして、或る県の分は今日早くに認めて行く。我々はその地方に銀行ができて、而も中小企業のために非常に助かる、それから銀行の経営も十分やつて行ける見通しが付いたならば、どしどし認可する考えであります。

○委員長(高橋啓君) 大臣に対する御質疑をこの程度にいたしまして、それは帝國石油株式會社法を廢止する法律案について、前回に下條委員に質疑が保留されておりますから、下條委員の御質疑をお願いいたします。

○下條委員 一点だけお尋ねしたいのであります。この前も輸入税のことにつきましてお尋ねしたのであります。今朝新聞を見ますと、毎日新報であります。石油は一キログラム七円七角で動かさないとあります。これは私は実は非常に輸入税の特性を重く考へますので、日本の油田の特性からいつて、とてもコストが外国の油田に立向えるとは思ひませんので……併し又一方から言うると、この前も私申し上げましたように、國際收支のバランスの上から言ひましても明瞭であります。が、採油業そのものに對する直接の従業員が、たとえ一万人であつても、一万五千人であつても、その採油業が仮に立行かなくなつたとしますと、失業する者はそれだけでないといふ点であります。これは御承知のように特殊な事業でありますために、例えば井戸一本掘ると直ぐ道路工事からやつてからなければ仕事ができないといふ意味で、関連事業としましては、土建築から建築から、或いは機械の修理工場といふやうなもので、いろいろなものが非常に沢山これに附随して生活して行く状況なので、その面からいつても非常に大きな問題だと思ひます。特に税金の問題だと思ひます。課税の点をお尋ねしたのであります。が、今日の新聞にはそういうふうに書いてあります。尚且つ戦前の開税のレポートですと、日本の場合には、

私は税率は今記憶しておりませんが、原油を輸入した場合と精製油を輸入した場合と、採算においては全く變りがないやうな制度になつておつたのであります。が、今後おやりになる場合、今日新聞に出ておつたやうな非常に安いことで將來と僅かな輸入税でやられるとすれば、私は内地の採油業は立行かないと思つてあります。それから同じ輸入をするにしても、精製油を輸入するよりも原油を輸入しますといふゆる関連産業も非常に助かるという関係もありますので、この点を一つ詳しく御説明したいと思ひます。

○政府委員(宮崎清君) 輸入原油の課税の問題については、前回の御質問がございました。国内産の油と輸入原油によりまして精製油との間の開きにおいても、大体三千円ぐらゐの開きがあるであらう、こゝ予想してありますので、若し開税によりましてこれを調節するといひますならば、その狙いは勿論開税だけのものではあります。国内の採油業を圧迫しないやうに取計らつて行きたいと思つてあります。これは前回申し上げて置いた次第であります。本日新聞の記事を御指摘になつておりますが、それがいづれの根拠によつて出ておりますか、只今の確に把握することができないやうな状況であります。一キロリットル当り従価七円といふやうなことは、現在通産當局といたしましては判断に苦しむやうな数字であります。それが正しいのか正しくないのかといふことも亦批判の限りでない、かやうに考へております。ただ例示的に申し上げます、若し客観情勢によりまして、原油に對します課税がさやうな輕微のものであります、国

約六十五トンのベルトを朝鮮向け輸出したのであります。これはゴム検査協

会が一応検査いたしたものでございま

す。購入者側の係官が調べたものでござい
ますが、たま／＼そのうち一本だ

け一つの穴があつた。それを握えまし

で、約三百六十トンのユムヘルトが殆ど全滅した。

んと全部穴だらけであつた。こゝから、
趣旨が出ておりましたが、事実と相違

いたしております、こちらといたし

ましては、只今それは事実と違つてお

るのだということを抗議いたしており

ます。それ以外についてはちよつと私
担当でございます。

担当外でございます。

四割以上が品質の低下のためだという

ようなことが言われておるのであります

すが、殊にいろいろな日用品、雑貨等に

おきましては、従来見込輸出をやつて

おりました関係上、いわゆる見込輸出

の許可を受けまして、資材を獲得し

て、実に粗悪なものを作つておる。こ

れがいわゆる今次問題を惹起しており

ます。この原因になったのであります。

す。これにはやはりしても製品の

とを徹底しなければならぬと思うので

ありますが、これら点に対しては、

現在どういふふうに御指導になつてお

るか、今後こういう機構の拡充につれ

まして、こういう点を徹底的におやり

頂くのか、どうかということを承わり

たいと思います。

○政府委員(田中茂君) 輸出品の不良

の問題は、輸出産業振興のために一番の障害となるところで、中

川委員からの御警告並びにお尋ねの事

しましては全く同感であり、従来まで

の経過におきまして、残念ながら遺憾

五

の意を表さなければならぬわけであります。本御審議を願っております日用品検査所の支所を設置しますゆえにも、実は検査の点におきまして十分でないということが提案理由で申述べたような実情に即して盛られたものであ

ならず、機会あるごとにこの検査のあらゆる施設を拡充いたしまして、従来冒されました失敗を少しでも減らす、或いは絶無を期する意味の措置を講じて参りたい。かように考えておるのであります。

りまして、やつております現在の輸出品に對します検査は、これは飽くまでも輸出業者或いは生産業者の両方の責任におきます自主検査であります。これに對して政府がいゝゆる抜打的な監督、検査をやつておるような実情であります。それが如何せん、東京と大阪だけの両支所では、九州方面或いは中国地区等の検査に遺憾がありまして、いろいろの不良品が輸出になつておる。かようなことに鑑みまして、今回支所を設置し、人員も僅かながら拡充いたしましたので、これに對應して参りたい。併しながら如何に検査機構を拡充いたしましたも、要は輸出に携わります生産業者の、いゝゆる自覚ということが、先決問題だらうと思ふのであります。機会あるごとに通産省といたしましては、この方面に對しまして警告的な措置をとりまして、若し不良品が抜打検査によつて発見せられるというような規定に照しまして、輸出取扱禁止というやうな処置、或いは貿易管理法に基きますところの輸出業者としての業務の相当期間の停止措置によりまして對應して参りたいと考えておるのであります。併しながら、これを処罰することが目的でない、振興させる方が目的なのでありますので、是非今後とも検査の徹底を期するために、少ないながらも所員を拡充いたしまして、監督、検査を一層勵行いたして参りたい。のみ

○政府委員(宮城靖君) 只今御指摘のように、自主的の検査をもつと統制ある形で、もつと嚴重なものとして実施するのには事業者団体法というようなものの改正をしなければならん。これをも全く御意見の通りだと思ひます。稻

ります。
○委員長(高橋啓君) 両案について他に御発言もないようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（高橋啓君） 御異議ないものと認めます。
それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付する

垣前大臣がこの席におきまして御言明
いたしましたことは、私記憶に残つて
おるわけでありますが、爾来通産省と

○委員長（高橋啓君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより地方自治法第百五

ことになつておりますから、本案を可
とせられた方は順次御署名を願いま
す。

いたしましては、事業者団体は存し
まして、その解釈におきまして行い
得ますものは是非行なつて見たい、許

十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めるの件並びに同じく日用品検査所の支所設

多數意見者署名
下條 恭兵 玉置吉之丞
中川 以良 宿谷 榮一

して頂きたい。さよふな曼持で拵衝を
 續けておるわけであります。凡そ事業
 者団体法の狙いというものは、カルテ
 ー組織の再建といふことを狙つておる

置に關し承認を求めるの件。この兩案を議題といたしまして討論に入りませう。御意見のおありの方はそれぐ賛

錦田 逸郎 騎井 藤平
境野 清雄 山内 卓郎
阿竹齋次郎

わけでありませう。輸出品の品質を向上し、いい品物を輸出するという目的のためには、河川の水質を向上させるという

別に御意見がないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

（参事長、高橋啓孝） 御署名漏れはございませうか……御署名漏れはないと認めます。

な、何らかの団体を作るといことが、真向から事業者団体法にぶつかるとあるかどうか、こういうこと

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（高橋啓君） 御異議ないものと認めます。

○委員長(高橋啓君) 次に、産業復興
公団法の一部を改正する法律案につい
て質疑をいたします。別に

につきましても非常な関心を以ちまして交渉を続けておりますが、御承知のように、最近関係筋の担当官が大阪に

それでは両案についてこれから採決いたします。原案通り可決することにいたします。御拳手をお願いいたします。

御発言もないようでございますから、
質疑は盡きたものと認めて御異議ござ
いせんか。

参られました場合の新聞に出ております記事が真実であつたといえますならば、その声明の中にもありますよう

○委員長（高橋啓君） 全会一致、両案

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(高橋啓君) 討論、採決は次回に譲りたいと思います。御異議ござ

に、なか／＼事業者団体法を變える氣持はない。これは新聞のことでありましてから、眞偽はここで申上げるわけでは

は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙、本会議における委員長の口頭報

いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（高橋啓君） 御異議ないと認

はありませんが、そういふような状況でありまして、現在のところ速かにこれが解決できるとは考えておりません。

告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、

めます。

○委員長(高橋啓君) 次に、中小企業

か、是非ともこの場合に限らず、法律であります以上、変らざるところの努力を続けまして、是非御意見の

これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、即承認願ふことと即異議あり

等協同組合法の一部を改正する法律案について質疑を行いたいと思います。別に御発言がなければ、これも次回に譲りたいと思います。

よきなことを実現して見たいと、さうな努力を続けておるような次第であ

として、彼を諷刺することには、彼自身諷刺を
ませんか。

今日はこれにて散会いたしました、

先程お諮りいたしました、セメント業界の陳情を聞くことにいたしましたと思
います。今日はこれで散会いたしま
す。

午後二時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 高橋 啓君
理事 玉置吉之丞君
委員 下條 恭兵君
中川 以良君
境野 清雄君
阿竹齊次郎君
鎌田 逸郎君
山内 卓郎君
兼岩 傳一君
駒井 藤平君

國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君
通商産業大臣

政府委員

通商産業 政務次官 宮幡 靖君
通商産業事務官 永山 時雄君
(大臣官房長)

通商産業事務官 石原 武夫君
(通商企業局長)

通商産業事務官 田中 茂君
(通商雜貨局長)

通商産業事務官 始關 伊平君
資源庁長官 徳永 久次君
(資源局長)

通商産業事務官 小笠 公韶君
中小企業庁長官

説明員

三月七日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、電気試験所熊本支
所設置に關し承認を求めめるの件

一、地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、日用品検査所の支
所設置に關し承認を求めめるの件
三月八日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。

輸出信用保険法案

輸出信用保険法案
(目的)

第一條 この法律は、政府が再保險
を行うことにより、輸出貿易にお
いて生ずる為替取引の制限その他
通常の保險によつて救済すること
ができない危險を保險する制度を
確立することによつて、輸出貿易
の振興を図ることを目的とする。

(再保險契約)

第二條 政府は、會計年度ごとに、
保險会社(外國保險事業者に關す
る法律(昭和二十四年法律第八
十四号)第三條第一項の規定によ
り大藏大臣の免許を受けた外國保
險事業者を含む。以下同じ。)を相
手方として、当該保險会社がその
會計年度内に引き受ける輸出信用
保險を再保險する契約(以下「再
保險契約」という。)を締結するこ
とができる。

2 再保險契約の保險料率は、再保
險契約に基いて政府の支拂う保險
金及びこの法律の施行に伴い必要
となる政府の事務取扱費を償うよ
うに、政令で定める。
3 再保險契約に基いて政府の支拂
うべき保險金の額は、保險会社が
輸出信用保險契約に基いててん補
すべき額と同額とする。

4 政府は、保險会社がこの法律
(これに基く命令を含む。)の規定
又は再保險契約の條項に違反した
ときは、再保險契約に基く保險金
の全部若しくは一部を支拂わず、
保險金の全部若しくは一部を返還
させ、又は将来にわたつて再保險
契約を解除することができる。

5 政府は、取引上の危險が大であ
るとき、その他この法律による再
保險事業の経営上必要があるとき
は、将来にわたつて、再保險を引
き受ける輸出信用保險の保險金額
を制限し、又は再保險の引受をし
ないことができる。

6 政府は、再保險契約に基いて支
拂うべき保險金の總額が国会の議
決を経た金額をこえない範圍内に
おいて、再保險契約を締結するも
のとする。

(輸出信用保險)

第三條 輸出信用保險は、輸出契約
(本邦内で生産、加工又は集荷さ
れる貨物を輸出する契約であつ
て、政令で定めるものをいう。以
下同じ。)に關し左の各号の一に該
当する事由によつて輸出者が受け
る損失(輸出貨物について生じた
損失を除く。)をてん補する損害保
險とする。

一 輸出貨物の代金の返済につい
て、輸出契約の成立後新たに外
国において実施される為替取引
の制限又は禁止
二 輸出契約の成立後新たに仕向
国において実施される輸入の制
限若しくは禁止又は輸入許可の
取消
三 仕向国における戦争、革命又は内乱

は内乱
四 前各号に掲げるものの外、本
邦外において生じた事由であつ
て、輸出契約の当事者の責に帰
することができないもの。

五 外國為替及び外國貿易管理法
(昭和二十四年法律第二百二十
八号)による輸出の承認の取消
又は輸出契約の成立後新たに実
施される輸出の制限若しくは禁
止

第四條 輸出信用保險においては、
輸出契約で定める輸出貨物の代金
の額を保險額とする。

2 輸出信用保險契約の保險金額が
保險額に百分の八十の範圍内に
おいて政令で定める割合を乗じて
得た金額をこえるときは、そのこ
える部分については、その契約
は、無効とする。

3 同一の輸出契約について數個の
輸出信用保險契約がある場合にお
いて、その保險金額の合計額が前
項に規定する金額をこえるとき
は、各保險者の負担額は、その各
自の保險金額の割合によつて定め
る。

第五條 輸出信用保險において保險
会社がてん補すべき額は、保險額
のうち第三條各号の一に該当す
る事由により輸出者が輸出契約に
基いて受け取ることができなかつ
た金額から左の各号に掲げる金額
を控除した残額に、保險金額の保
險額に対する割合を乗じて得た
金額とする。
一 輸出者が輸出貨物の処分その
他損失を軽減するために必要な
措置を講じて回収した金額又は

回收し得べき金額
二 輸出者が当該事由の發生によ
り輸出契約の履行を免れたため
に支出を要しなかつた金額
(不服の申立)

第六條 保險会社は、再保險契約に
基いて政府の支拂うべき保險金の
額に關する決定及び第二條第四項
の規定による措置について不服が
あるときは、通商産業大臣に対
し、その旨を申し立てることがで
きる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に
よる申立を受けたときは、省令で
定める手続に従い、公開による聽
聞を行い、申立を受けた日から五
十日以内に決定し、申立人に対し
その旨を通知しなければならない
い。

3 前二項の規定は、保險会社が裁
判所に出訴することを禁止するも
のと解釈されてはならない。

(輸出信用保險審議會)
第七條 通商産業省に、輸出信用保
險審議會(以下「審議會」という。)を置く。

2 通商産業大臣(第一号について
は、通商産業大臣及び大藏大臣)
は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議會に諮問しなけれ
ばならない。
一 第二條第二項又は第四條第二
項の規定に基く政令案の立案
二 第三條の規定に基く政令案の
立案

三 第二條第四項又は第五項の規
定による措置
四 再保險約款の決定又は変更
審議會は、この法律の運用に關

し、通商産業大臣又は大蔵大臣に
対し、隨時意見を述べることがで
きる。

第八條 審議会は、通商産業大臣及
び委員九人以内で組織する。

2 通商産業大臣は、会長として会
務を総理する。

3 委員は、関係各庁の職員及び貿
易又は保険に關し學識経験のある
者のうちから、通商産業大臣が任
命する。

第九條 學識経験のある者のうちか

ら任命された委員の任期は、二年
とする。但し、補欠の委員は、前
任者の残任期間在任する。

2 委員は、非常勤とする。

第十條 審議会の庶務は、通商産業
省通商振興局において処理する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 通商産業省設置法（昭和二十四
年法律第百二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二十二條第一項の表中 「輸出検査審議会

輸出品の等級、標準及び
包装條件その他輸出検査
に伴う重要事項を調査審
議すること。

「輸出検査審議会

輸出品の等級、標準及び包装條件その他輸出
検査に伴う重要事項を調査に審議すること。
輸出信用保険に關する重要事項を調査審議す
ること。

輸出信用保険審議会

第九号正誤

頁 段 行 誤 正

一 一九 の一部を改正 を廃止